

○北広島市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例

平成29年12月20日

条例第29号

改正 令和2年10月1日条例第28号

北広島市税条例(昭和25年広島村条例第14号)第27条の7の3第1項第11号の規定に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項の規定による個人の市民税の寄附金税額控除に係る同項第4号に掲げる寄附金を受け入れる控除対象特定非営利活動法人(同条第12項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)及び当該控除対象特定非営利活動法人に係る同条例第27条の7の3第1項第11号の期間は、次の表に定めるところによる。

控除対象特定非営利活動法人		北広島市税条例第27条の7の3第1項第11号の期間
名称	主たる事務所の所在地	
特定非営利活動法人 わたげ	北広島市高台町3丁目2番地1	平成29年1月1日から令和4年12月31日まで
特定非営利活動法人 クラーク博士別れの 地・久蔵の里普及促進 会	北広島市大曲光4丁目1番地8	令和2年1月1日から令和7年10月31日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。